## 令和5年度(2023年度)

## 緊急時介護人材確保 · 職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱

## (通則)

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金は、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和5年3月28日付老発0328第3号厚生労働省老健局長通知、一部改正令和5年5月8日付老発0508第5号、令和5年9月26日付老発0926第2号厚生労働省老健局長通知)(以下「国実施要綱」という。)に基づき、通常のサービス提供時では、想定されない、かかり増し費用を助成することを目的として、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。)(以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

## (補助事業及び補助事業者)

2 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表の第1欄に、補助 対象事業者は、別表の第2欄に掲げるものとする。

なお、指定都市及び中核市以外に所在する介護サービス施設・事業所等については、直接補助事業、指定都市及び中核市に所在する介護サービス施設・事業所等については、指定都市及び中核市を補助事業者とする間接補助事業として実施する。

# (補助対象経費)

3 この補助金の対象経費は、別表の第4欄に掲げる経費とする。

## (補助金交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第3欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とす る。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとす る。

なお、国実施要綱に掲げる額を当該年度の上限とする。

## (補助金の交付申請)

5 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。))に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

なお、指定都市及び中核市以外に所在する介護サービス施設・事業所等については、実績を もって交付の申請をするものとする。

(1) 直接補助事業

ア 事業実績書 保福第1の2号様式イ 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の16号様式ウ 事業精算書 保福第1の31号様式

エ 別に指示する様式

(2) 間接補助事業

ア 事業計画書 保福第1の2号様式 イ 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の16号様式 ウ経費の配分調書

工 事業予算書

オ 別に指示する様式

保福第1の18号様式 保福第1の20号様式

## (交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

## (1) 直接補助事業

ア 補助事業者等は、規則、本交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従わなければならない。

イ この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

- ウ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(1件の取得価格及び効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具、不動産等)については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- オ エの申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- カ オに定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- キ 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産

- の処分を制限された期間保存しなければならない。
- ク この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- ケ 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り 消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ず ることがある。
- (ア) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (イ) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (ウ) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄 又は担保に供したとき。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく北海道知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- コ ケの規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- サ 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から 納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間 については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約 延滞金を道に納付しなければならない。
- シ 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道 の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これ に協力しなければならない。

### (2) 間接補助事業

- ア 補助事業者等は、規則、本交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従わなければならない。
- イ 補助事業者が補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。 ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りではない。
- (ア) 当該変更に伴う補助対象経費の減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
- (イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- ウ 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- エ 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速や かに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- オ 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告 書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に 従わなければならない。
- カ この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべき ことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- キ カの命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとる べきことを命じる。

- ク この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。
- ケ 補助事業等が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該補助事業等の完 了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いず れか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終 了した場合も、同様とする。
- コ 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金にかかる消費税等仕 入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63 年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額 に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に 補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合に は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- サ 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額(実績報告においてコにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

- シ この補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る事業の成果が適合 しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- ス 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- セ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(1件の取得価格及び効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具、不動産等)については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- ソ セの申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

- タ ソに定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- チ 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- ツ 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならない。
- なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。 テ 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たり、国実施要綱に定 める基準単価を超える必要がある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- ト この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- ナ 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り 消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ず ることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- (ア) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (4) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (ウ) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (エ) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄 又は担保に供したとき。
- (オ)(ア)から(エ)までに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく北海道知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 二 ナの規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- ヌ 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から 納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間 については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約 延滞金を道に納付しなければならない。
- ネ 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- ノ オの遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要がある と認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若し

くは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

# (補助金の交付決定等)

7 直接補助事業者が実施する介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業に係る補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付規則第4条に規定する補助金の交付決定及び交付規則第15条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、補助事業者に通知するものとする。

## (補助金の変更申請)

8 この補助金の交付決定後の事情により、補助事業の内容又は補助事業対象経費等を変更しよ うとする場合は、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に5に掲げる書類を添え て知事に提出しなければならない。

## (補助金の概算払)

9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書(保福第1 の26号様式)に最新の資金収支計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

### (概算払の決定等)

10 9の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、9の規定による資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

# (補助事業の中止又は廃止)

11 補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止 (廃止)承認申請書(保福第1の23号様式)を知事に提出し承認を受けなければならない。

## (補助金の実績報告)

- 12 間接補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該 補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日まで のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる 書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書 保福第1の2号様式
- (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
- (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
- (4) 別に指示する様式

### (その他)

13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

### 附則

- この要綱は、令和5年(2023年)5月10日から施行する。
  - 附 則 (令和5年10月25日改正)
- この要綱は、令和5年(2023年)10月25日から施行する。

1 対象事業	2 補助対象事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	1 指定都市及び中核市以外に所在する介護サービス施設・事業所等(直接補助事業) (1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者(令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ。)に対応した介護サービス事業所・施設等(令和5年5月7日以前は休業要請を受けた事業所・施設等を含む)で以下のいずれかに該当した事業所・施設を運営する者  ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。)、訪問系サービス事業所(訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(1)の場合を除く)、居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)、短期入所索サービス事業所(短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型通所介護事業所及で看護小規模多機能型居宅介護事業所、原じ、以下同じ。)、通所系サービス事業所(商所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護に限る)をいう。以下同じ。)、通所系サービス事業所(通所力が護事業所、通所リハビリーテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、原所、小規模多機能型居宅介護事業所、原通・オービスに限る。)をいう。以下同じ。)で審護小規模多機能型居宅介護事業所、原通・オービスに限る。)をいう。以下同じ。)で電護小規模多機能型居宅介護事業所、原面・サービスに限る。)をいう。以下同じ。)で議事業所、通所の場に関係を含む。	げる額(指定都市 及び中核市につ いては、国実施要	委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金(ただし、	10 10 以内

- ウ 北海道から休業要請を受けた短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所 ※令和5年5月7日まで適用
- エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設 (ア、イの場合を除く。)
- オ 施設内療養を行った高齢者施設等(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1)ア、ウ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、(令和5年5月8日以降は、通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合)感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が

発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))

- (3) 感染者が発生した介護サービス施設・事業所(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等の応援職員の派遣を行う介護サービス施設・事業所
- ア (1)ア又はウに該当する介護サービス施設・事業所
- イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所
- 2 指定都市及び中核市(間接補助事業)